

国立大学におけるガバナンス改革について
(審議のまとめ)

2017年6月

特定非営利活動法人
大学経営協会 ガバナンス委員会

平成 27 年 4 月、学校教育法及び国立大学法人法の改正法が施行され、学長のリーダーシップの確立や教授会の諮問機関としての役割の明確化など、法改正の趣旨は全国的にかなり浸透してきた。国立大学については、学長選考基準・結果の公表、経営協議会に占める学外委員の割合などが改正されたが、学長のリーダーシップの下、大学改革を推進するためには、学内意向投票の影響あるいは取扱いなど、なお、課題は多い。

また、国立大学法人法改正法の附則には「学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる」とあり、法改正後においても検討を続けることが求められている。

大学のガバナンスの検討に当たっては、学問の府である大学の性質を十分考慮することが大切であることは言うまでもないが、以上の状況を受けて、当協会は、国立大学のガバナンス改革は、公・私立を含む大学界全体に大きな影響力を持つとの認識に立って検討した結果、以下のような改革案を取りまとめた。

これをもとにして更に公・私立大学のガバナンス改革の具体的な進展を図るための検討を行う予定である。

1. 学長選考会議の委員の三分の二以上を経営協議会に属する学外委員とする。

学内の論理だけに依存せず、広く学外の意見を取り入れた学長選考会議の仕組みを構築するため、学長選考会議の構成員の三分の二以上を経営協議会に属する学外委員とする。なお、学長又は理事を委員に加える場合においても、構成員の三分の二以上は経営協議会に属する学外委員とする。

(現行では、経営協議会委員が半数、教育研究評議会委員が半数である。)

2. 経営協議会の委員の三分の二以上を学外委員とする。

学内の論理だけに依存せず、広く学外の意見を取り入れた経営協議会の仕組みを構築するため、経営協議会の構成員の三分の二以上を学外委員とする。

(現行では、経営協議会の構成員の過半数が学外委員である。)

3. 経営協議会の学外委員は、経営協議会の学外委員が選考することとする。

経営協議会の運営に広く学外の意見を反映するため、経営協議会の学外委員の選考は、学長が行わず、経営協議会の学外委員が行うこととする。

(現行では、経営協議会の学外委員は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命することとなっており、実質的に学長が選考することになっている。)

4. 経営協議会の学外委員の任期は、1期2年間とし、最長5期まで再任できることとする。

学長の任期とは独立して、学外委員の継続性を確保し、学長選考をはじめとする大学運営に関する経験の蓄積を可能とするため、最長10年間とする。多忙な委員も多いので、1期2年間とし、再任できることとする。

(現行では、学外委員の任期については、法律上の定めはない。)